

カスタマーハラスメント防止対策事業（事業者支援） 委託業務企画提案書等作成要領

1 企画提案書への記載事項について

(1) 「企画提案書（様式自由）」について

以下の項目に沿って 16 ページ以内で作成すること。

項 目	提 案 内 容
1 事業全体の 方針・進め方	(1) 事業全体の方針 ・事業の実施体制、類似事業の受託実績を様式 2 に記載すること。 (2) 考え方 ・本事業に関する貴社の考え方を記載すること。 (3) 事業の実施方法（工程・スケジュール） ・事業全体の工程・スケジュールについて記載すること。
2 事業の内容 及び実施方法	次に記載する内容について具体的に記載すること。 (1) カスハラ相談窓口の設置に関する事項 ・相談の受付方法、相談窓口の体制を記載すること。 ・相談対応者の技能・経験等を記載すること。 ・相談窓口を広報・周知する方法を記載すること。 (2) 事業者向けアドバイザー派遣に関する事項 ・派遣方法、専門家の人選などを記載すること。 ・支援方法・内容を記載すること。 ・アドバイザー派遣を広報・周知する方法を記載すること。 (3) カスハラ防止対策セミナーの開催に関する事項 ・対象とする業界、講師、実施会場、実施時期及びオンラインによる参加者への対応方法などを記載すること。 ・各セミナーについて、内容、実施方法及び習得できる知識などを記載すること。 ・セミナーを周知する方法を記載すること。 (4) 追加提案に関する事項
3 その他	貴社独自の発想・創意工夫、ノウハウや専門知識を活用した本事業の実施に関するアピールポイントがあれば具体的に記載すること。

(2) 企画提案にあたっての留意事項

- ア 企画提案は、1 者につき 1 提案までとする。
- イ 書類を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- ウ 提出された書類が次項に該当するときは無効となる場合がある。
 - ・虚偽の内容が記載されているもの
 - ・記載内容や提案内容等が本要領の規定に適合しないもの
- エ 提出された書類に関する一切の権利は、県に帰属するものとする。

2 経費積算書について

経費積算書（様式自由）は事業ごとに内訳を可能な限り記載すること。また、計上することができる経費は、本事業の実施に必要な経費に限るものとし、本事業の目的・性質になじまない経費を計上することはできない。

対象事業経費（この一覧にないものは、県と協議すること）

経費項目	内容
I. 人件費	事業に従事する者にかかる人件費 【例】事務局スタッフ 等
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な出張にかかる経費
謝金	セミナー講師謝金 等
物品購入費	事業に使用されることが特定・確認できるもの ※3万円以上の物品調達はリースとすること ※購入した物品の所有権は県に帰属する
消耗品費	文房具、P C用紙、プリンタートナー、封筒等の購入にかかる経費
外注費	事業者が直接実施することが出来ないもの又は適当でないものの外注に要する経費 【例】デザイン費 等
印刷製本費	チラシ、ポスター、報告書等の印刷製本に関する経費
広告宣伝費	広報活動にかかる経費 【例】新聞広告掲載料 等
使用料・賃借料	会場使用料、音響設備借上料、P Cリース料 等
補助職員人件費	事業に従事する補助職員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 【例】通信運搬費（電話代、郵送料、インターネット接続料、メール使用料） 等
III. 一般管理費	その他の事業との切り分けが困難なものについて、契約締結時において一定割合（10%以内）支払を認められる間接経費。

※経費項目 I から III を合計した数値に、消費税率 10% を掛けた数値を全額として積算すること。